

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

H20年3月

1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータとこれに対応する民間従業員のデータ

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
身延町	50.2 歳	18 人	235,044 円	247,231 円	244,656 円	—	—	—
うち調理員	50.9 歳	10 人	233,590 円	237,305 円	237,170 円	調理師	39.9 歳	292,100 円
うち用務員	52.4 歳	4 人	229,600 円	239,750 円	239,750 円	用務員	53.9 歳	227,200 円
うち作業員	— 歳	2 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—
うち電話交換手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—
うち自動車運転手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—
山梨県	49.0 歳	265 人	343,573 円	384,037 円	361,019 円	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	— 円	320,514 円	—	—	—
類似団体	47.3 歳	15 人	285,599 円	310,912 円	300,185 円	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

※2人以下の項目について、個人が特定されるものは公表しません。

(2) 職種ごとの年齢別の人数のデータ(平成19年4月1日現在)

① 調理員 (単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数							1	2	3	2	2		10

② 用務員 (単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数									2	1	1		4

③ 作業員 電話交換手 自動車運転手 (単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数				1					2		1		4

(3) その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準等)等

・給料表

国の行政職給料表(二)を適用する。(但し、級の適用は国は5級までだが、3級までの適用)

・手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当

・昇給基準

毎年1月1日を評定日として勤務成績の評定を実施。標準の昇給は4号だが、平成22年1月1日までに1号昇給抑制を実施しているため3号昇給。(但し、57歳以上は1号昇給)

2. 基本的な考え方

国、県、民間の同種の職種の給与等を参考に適正な給与制度となるように努めます。
退職した場合は、新規採用はしない退職不補充とし、民間委託や臨時職員の雇用で対応して行く予定です。

3. 具体的な取組内容

給料表及び諸手当について、毎年的人事院及び県の人事委員会の勧告を踏まえて、今後も適正な給与等の改正を実施します。

特殊勤務手当は、技能労務職には支給していません。(一般職も平成19年度から全廃)

今後、5年間で6名の退職が見込まれるが、いずれも退職不補充で新規の採用は予定してません。

技能労務職の事務・事業を精査する中で必要な業務については、民間委託や臨時職員の雇用で対応して行く予定です。